



現行のNISAの取扱いも変わります

現行のNISA口座では、2024年1月から新規の買付けはできなくなりますが、非課税保有期間が満了するまでの間は、現行のNISA口座のまま保有することができるため、その間は配当等や譲渡益が非課税となります。

2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	...	
つみたてNISA		購入した年から20年間は非課税							
一般NISA		購入した年から5年間は非課税							
		2024年以降、 現行のつみたてNISA・一般NISAでの新規買付けや、 一般NISA・ジュニアNISAからのロールオーバーは不可							
		新しいNISA						つみたて投資枠	
								成長投資枠	
2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	...	



⚠ 注意

- 現行のNISA口座で保有する上場株式等は、非課税保有期間が満了すると、課税口座（特定口座又は一般口座）に払い出されます。
- 現行の一般NISAで非課税保有期間が満了した場合やジュニアNISA利用者が成人を迎えた場合など、翌年分の非課税管理勘定にロールオーバーすることができましたが、一般NISA・ジュニアNISAから新しいNISAへのロールオーバーはできません。



株式の配当金等を非課税とするために

NISA口座で買い付けた上場株式の配当金等を非課税とするためには、証券会社で配当金等を受け取る「株式数比例配分方式」を選択する必要があります。お取引の際には、お取引先の証券会社にご確認ください。

※投資信託の分配金については、上記の手続は不要です。

新しいNISAについてのより詳しい説明は、「2024年以降のNISAに関するQ&A」(日本証券業協会HP)をご参照ください。

